

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年9月13日(2007.9.13)

【公開番号】特開2005-97550(P2005-97550A)

【公開日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2005-015

【出願番号】特願2004-222010(P2004-222010)

【国際特許分類】

C 0 9 K 5/08 (2006.01)

【F I】

C 0 9 K 5/00 E

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月27日(2007.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

熱発生部品からコールドシンクへ熱を伝達するための熱伝導性組成物であって、ニトリルゴム、熱伝導性粒子、並びに未キュアのカルボキシル末端ブタジエン、カルボキシル末端ブタジエンニトリル及びそれらの混合物からなる1種以上の基を含む、熱伝導性組成物。

【請求項2】

ホットメルト押出しによって成形される、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

約5容量%～約30容量%の範囲でカルボキシル末端ブタジエンを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

約5容量%～約30容量%の範囲でカルボキシル末端ブタジエンニトリルを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

約20容量%～約85容量%の範囲でニトリルゴムを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

該伝導性粒子類が、銀、金、ニッケル、銅、金属酸化物類、窒化硼素、アルミナ、マグネシウム酸化物類、酸化亜鉛、アルミニウム、酸化アルミニウム、窒化アルミニウム、銀コート有機粒子、銀メッキニッケル、銀メッキ銅、銀メッキアルミニウム、銀メッキガラス、銀フレーク類、カーボンブラック、グラファイト、窒化硼素コート粒子、およびこれらの混合物を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項7】

約25容量%～約50容量%の範囲でニトリルゴムを含む、請求項6に記載の組成物。

【請求項8】

1種以上の添加剤類を更に含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項9】

約20重量%～約95重量%の範囲で伝導性粒子を含む、請求項8に記載の組成物。

【請求項10】

該添加剤類が、表面活性剤類、抗酸化剤類、界面活性剤類、希釈剤類、潤滑剤類、チキ

ソトロープ類、補強剤類、シラン官能性パーフルオロエーテル、ホスフェート官能性パーフルオロエーテル、シラン類、チタネート類、ワックス、フェノールフォルムアルデヒド、エポキシ樹脂、アクリル樹脂、表面親和性及びポリマー適合性を提供する低分子量ポリマー類、及びそれらの混合物からなる群から選ばれるものである、請求項8に記載の組成物。

【請求項 11】

ペースト、支持されたフィルム又は自立したフィルムの形態である、請求項 1 に記載の組成物。